

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 会計基準について

当期から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日制定 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

原価基準による最終仕入原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却法

什器備品の減価償却は定率法によっている。(今期 保有する什器備品はない)

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

来期の賞与支給額のうち、当期の支払対象期間に対する支給額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、退職金の規程に基づき期末退職給与の自己都合支給額を計上している。

③ 貸倒引当金の計上基準について

計上してない。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 特定資産の増減額及びその残額

特定資産の増減額及びその増減は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残額	当期増加額	当期減少額	当期末残額
特定資産				
土地	21,629,000	0	0	21,629,000
出資金 (株ぎふ建築住宅センター)	3,600,000	0	0	3,600,000
職員退職金積立資産	3,571,086	0	0	3,571,086
地域貢献基金預金	4,684,885	0	598,389	4,086,496
財政調整資金積立資産	47,789,130	4,300,000	4,986,170	47,102,960
継続能力開発積立資産	10,000,000	0	0	10,000,000
専攻建築士制度積立資産	10,000,000	0	0	10,000,000
会員名簿発行積立資産	0	0	0	0
合計	101,274,101	4,300,000	5,584,559	99,989,542

4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残額	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
土地	21,629,000	(0)	(21,629,000)	(0)
出資金 (株ぎふ建築住宅センター)	3,600,000	(0)	(3,600,000)	(0)
職員退職金積立資産	3,571,086	(0)	(0)	(3,571,086)
地域貢献基金預金	4,086,496	(3,000,000)	(1,086,496)	(0)
財政調整資金積立資産	47,102,960	(0)	(47,102,960)	(0)
継続能力開発積立資産	10,000,000	(0)	(10,000,000)	(0)
専攻建築士制度積立資産	10,000,000	(0)	(10,000,000)	(0)
会員名簿発行積立資産	0	(0)	(0)	(0)
合 計	99,989,542	(3,000,000)	(93,418,456)	(3,571,086)

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残額

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残額は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残額
什器備品	なし		0
合 計	なし		0

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	8,123,309	0	0
合 計	8,123,309	0	0

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の 名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
構成員増加 促進等助成金	日本建築士 会連合会	0	650,000	650,000	0	—
建築士の日 助成金	日本建築士 会連合会	0	50,000	50,000	0	—
建築文化 講演会助成金	日本建築士 会連合会	0	50,000	50,000	0	—
景観まちづく り講座事業 助成金	日本建築士 会連合会	0	250,000	250,000	0	—
合 計		0	1,000,000	1,000,000	0	

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職金制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末要支給額を基礎として計算している。